

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成28年7月8日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川町町民センター 講義室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員：南委員、小川原委員、長田委員、大西委員 牧野委員、安田委員、佐藤委員（森委員の代理） 梅沢委員、中野委員、長谷川委員、 ・ オブザーバー：湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター田中氏、尾上氏 ・ 木村町長 ・ 事務局：【町】古谷福祉部長、内田福祉課長、穴久保主査、吉田主査、木内主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】宮内氏、木下氏 ・ 欠席：森委員、鈴木委員、山根委員、内山委員、古谷委員、佐藤委員
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付、町長あいさつ 3. 各委員自己紹介 4. 会長・副会長の選出 5. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について (2) 今期協議会での取組内容及びスケジュール（案）について <ol style="list-style-type: none"> ① 寒川町地域自立支援協議会について ② 相談にかかるアンケートの実施について ③ 寒川町障がい者福祉計画について ④ 障害者差別解消法について ⑤ 相談支援事業所の平成29年度新規開設等について (3) 「生活相談室すまいる」の相談実績等について (4) その他 6. 閉会
決定事項	今期協議会でのスケジュールについて決定。
議 事	1. 開会

事務局：定刻となりましたので、平成 28 年度第 1 回寒川町地域自立支援協議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます福祉課長の内田と申します。よろしくお願いいたします。

2 年間の任期の第 1 回目ということで、町長より委嘱状の交付をさせていただきます。

2. 委嘱状の交付及び町長あいさつ

町 長：本日は、平成 28 年度第 1 回目となる寒川町地域自立支援協議会の開催でして、皆様に委嘱状をお渡しさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中で、協議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様も、すでにご承知のことと思いますが、本年 4 月から、障害者差別解消法が、新たに施行されたところで、障がい理由とする差別をなくして、全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が、法によって担保されることとなりました。

また、障がいがある方の日常生活、社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法の改正法が公布され、平成 30 年度からは新たな取り組みが行われます。

障がい福祉を取り巻く状況は、大きく変化している。本協議会は、障害者総合支援法に基づいて、地域相談体制、障害福祉のシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす場として設置されている。

協議会が果たす役割が、益々重要なものになっていると認識している。

障がいのある人も、ない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指す取り組みが不可欠となっている。

本日お集まりの皆様におかれましては、各分野それぞれの地域において、活躍をされている方々なので、その経験を生かし、本協議会で活発な意見をいただきたい。

2 ヶ年どうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

4. 会長・副会長選出：森委員→会長、安田委員→副会長で承認

副会長：あいさつ

事務局：会議は公開であり、傍聴希望者 1 名→了承

事務局：資料確認。

当協議会について、障がいがある当事者の方も参加していただいている。

発言する前に、手を上げていただき、所属と氏名を名乗ってからの発言をお願いいたします。

5. 議題

(1) 【資料 1】 議事録承認委員について 大西委員、長谷川委員、以後、名簿順をお願いいたします。

(2) 【資料 2】 今季協議会での取組内容及びスケジュール（案）について
事務局：スケジュールの説明。今期の自立支援協議会はスケジュール表のとおり全5回の開催を予定している。

次回以降は、10月、11月、1月、3月に開催予定でいずれも午後1時から町民センター講義室で開催する予定です。

① 【資料 3】 寒川町地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会とは町の障がい福祉施策への、意見や協力をするとともに地域の課題に対して、関係機関と協力して、地域の実態にあったニーズの実現に向け検討して行く協議会です。

必要に応じてワーキンググループを設置することができる規定となっています。

福祉に関しては、圏域というものがあり、寒川町につきましては、湘南東部障害保健福祉圏域という位置づけになっている。具体的には藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で構成されている。

湘南東部圏域でも自立支援協議会が設置されていて、その事務局を務めていることから湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターにオブザーバーとして参加していただいています。

副会長：質問はありますか。

委員一同：質問なし。

② 【資料 4】 相談に係るアンケートの実施について

事務局：昨年度の協議会では、障がいのあるなしに関わらず、地域の中で地域の方々から、どのような相談があったか等を調査し、地域の中での課題や埋もれてしまっている問題を洗い出し、地域の中での相談体制の強化につなげるため、ワーキンググループを立ち上げ、アンケートを作成していただきました。

【資料 4】 の内容について、今回の協議会で確認をしていただき、了承していただければ、【資料 2】 のスケジュール案のとおり、8月～10月にかけてアンケートを実施し、集計作業を行う予定です。アンケートの実施時期につきましては、自治会等アンケート依頼先の役員改正の時期を避け、8月からの開始になっています。

アンケートの依頼先は、地域の方々から、初期相談を受けることが多いと考えられる、町内の自治会、民生委員児童委員、一般病院の相談室、小中学校、幼稚園、保育園、保健師、子育て支援員を予定しています。

副会長：内容を確認いただいた中で、ご意見はありますか。

委員一同：意見なし。

③ 【資料 5】 寒川町障がい者福祉計画について

事務局：寒川町では平成 30 年度から新たな計画がスタートいたします。実際に作成作業を行うのは、その前年の平成 29 年度となります。協議会でも計画についてご意見をいただいたり、ご協議をしていただいたり等、お願いをしたいと考えております。

今年度は平成 29 年度に本格的に議論検討していただくための、基礎データとなる、障がいがある方を対象とした、計画作成のためのアンケートを実施する予定です。

内容については、事務局で案を作成させていただき、協議会の中で皆様のご意見をいただく予定で考えております。

アンケートの実施時期につきましては年度末に実施を予定しています。

これから、委員の皆様と作成しようとしている計画につきまして、補足があります。【資料 5】をご覧ください。H25 年度から総合支援法が施行され、国では 3 年を目途に再検討し見直しすることとなっていて、国の社会保障審議会で議論される。

平成 28 年 6 月 3 日に総合支援法一部改正についての資料が国から配布された。新たな福祉サービスの創設が予定されているとのことです。

これを踏まえて寒川町では何をするのか、ご意見をいただきながら作成の協力をいただきたい。

副会長：質問はありますか。

委員一同：質問なし。

④ 【資料 6】 障害者差別解消法について

事務局：平成 28 年 4 月 1 日より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障がいのある方へ対しての不当な差別的取り扱いの禁止、合理的な配慮の提供が定められたことに伴い、寒川町では、職員対応要領の作成及び差別解消法地域支援協議会の設置を予定しています。

職員対応要領については、事務局で案を作成させていただき、準備が

でき次第、協議会でお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと考えています。差別解消地域支援協議会については、寒川町地域自立支援協議会と兼ね設置させていただきたいと考えています。

寒川町では法律の施行に向け、平成 28 年 1 月に、全職員を対象に差別解消に関する研修会を実施しております。

副会長：差別解消支援地域協議会を地域自立支援協議会と兼ねることで検討しているのか。

事務局：事務局としては、その方向で検討しています。

差別解消支援地域協議会の設置については、努力規定ではありますが、権利擁護推進のためには、協議会の設置が必要だと町では考えています。

国の指針にもあるが、地域の実情、規模に応じて、既存ある合議体を有効に使うのも手段と考えています。

新たに協議会を設置したとしても、寒川町の規模から考えるとおそらく本日お集まりの委員の皆様がまた別の会議で一緒になることが想定されますので、地域自立支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を付与する形で考えております。

副会長：地域自立支援協議会、障害福祉計画作成委員会、差別解消地域支援協議会が三位一体ということですか。

事務局：非常にボリュームがあり、委員の皆様には、ますますのご負担が掛かってしまうところもありますが、皆様のご意見を反映させつつ、できる限り皆様に負担にかからないように、事務局では進めていくつもりでいますので委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

副会長：ご説明ありがとうございました。大変重要な役割のある協議会だと改めて実感しました。皆様どうぞご協力の程、よろしく申し上げます。

⑤ 【資料 7】 相談事業所の平成 29 年度新規開設等について

委員：色々な取り組みを行っていく中で、多少なりとも予算が必要となってくると考えるが、予算措置はできるのか。

過去に地域自立支援協議会の委員を務めさせていただいた時も、色々の良い意見があったが、予算不足が理由で実現できなかったことがあった。

事務局：必要なものは要求していきたいと考えている。

委員：過去に地域自立支援協議会のことについての、各地域の取り組みに精通されている講師を呼んだことがあるが、とても刺激になった。差別解消法の関係についても、講師の派遣等、柔軟に検討いただきたい。

事務局：現在、相談支援事業については生活相談室すまいる 1 箇所を設置となっていて、3 障がい全ての相談業務を請け負っている状況で、相談件数も右肩上がりになっていて住民のニーズに応えられていない状況です。実際にはどのような相談が何件くらいあるのか、次の議題で生活相談室すまいるから説明があります。

福祉計画には平成 29 年度、相談支援事業所を 1 箇所新設しようということが位置づけられていることから、今年度中に取り組みなければならない課題となっております。

具体的にまず何をするのかと言うと、新規相談支援事業所の運営法人の選定等（予定）にありますように、平成 29 年度に開設する新たな相談事業所の運営法人（委託先）は広く公募を行い、複数の法人から企画・提案をもらい、その中から優れた提案等を行った法人を選定することを目的に、「公募型プロポザール」による選定手法を検討していきます。

なお、運営法人選定にあたっては、公平性・中立性を確保する観点から、町職員だけで選定するのではなく、地域自立支援協議会委員の中からも選定メンバーを選出（3 名を想定）いただき、プレゼンテーション等の評価者を務めていただきたいと考えております。

10 月頃から募集をかけて選定、次年度に向けて開設の準備をしてもらうというスケジュールを組んでおります。

協議会からの選定委員については、「当事者家族」から 2 名、「公募」から 1 名を考えております。

副会長：只今、提案があったように、新規の相談支援事業所の運営法人の選定について、この協議会の委員から選出して良いか意見があったらお願いします。

委員：自立支援協議会の中から選定委員を選出するのは良いことだと思う。法人関係の委員を選定委員から外すことも利害関係から良いことだと思う。

地域の関係者の民生委員、自治会の方々も利害関係がないので、選定委員の候補に加えても良いのでは。

委員一同：賛成。

委員：良いと思うが、11 月の一斉改選でメンバーが大きく変わる。民生委員児童委員は今年の参加は難しい。

事務局：町も部長、課長、担当主査の 3 名、協議会からも「当事者家族」、「地域」、「公募の町民」から 3 名を選ぶようにしたい。

本日、欠席の方もいらっしゃいますので、承認をいただければ、改め

て町から各委員へ連絡をします。

委員一同：承認。

委員：新規の事業所の件で、生活相談室すまいるが3障がい全ての相談を請け負っている中で、この寒川町が良くなっていくために、相談を受けて困っていること、どこに限界を感じているのか等を次の議題（3）の中で議論したい。

(3) 【資料7】「生活相談室すまいる」の相談実績等について

事務局：町に毎月報告をさせていただいておりますが、相談所は中立公正でなければならない、1箇所しかないということで、町民の方が相談先を選べず不都合が出てきている。

資料では2013年～2015年の全ての相談件数をあげている。

2014年と比べ2015年は、倍近い相談を受けている。

サービスを利用する場合には、サービス等利用計画がないと利用できない。計画が必須となったので、それに伴う相談件数が増えてきた。町から委託しているところでは、サービスを使わなくても生活をする上で、困っている相談を受けることが主になっている。

サービスに関わってプランを作っていくことに8割～9割程度の時間を費やさなければならないため、サービスを使っていないで、生活する面で困っている相談に十分な時間が使えなくなっている。

2016年も同じような傾向が続いている。

一般相談に十分な時間が費やせない状況が続いているので、もう1箇所必要になってきた。

（内容）

相談種別は幅広いが、法人設立経緯からも、知的障がいの方の支援に関わることが多い。

発達障がいの振り分けが難しく、数がもう少し多い可能性があり、精神障がい、知的障がいの相談件数に含まれている可能性がある。

高次脳機能障がい、難病の方々も相談対象になってきていて、私達も勉強をしないとついていけない状況になってきている。

支援方法についてですが、私たちは話を聞いて、関係機関につなげる役割になるので、関係機関とのやりとりが増えてきている

利用者の方と話をするときは、電話相談が多くなってきている。

個別支援会議を年間108回程開催していて、利用者と家族、関係機関が集まり、現状の生活を確認しながら、支援方法を検討している。

本来なら、計画相談が入っている全ての方を対象に開催かなくてはいけないため、108回の倍以上、開催しなければならない。

(支援内容)

福祉サービス利用等に関する支援が約4割。

その他、健康・医療に関する支援、不安の解消・情緒不安定に関する支援の順に多い。様々な相談がきている。

すまいるは町から委託を受けまして、今秋で10年になります。

社会資源が、ヘルパー事業所、通所事業所、入所事業所等あるが、この10年間新しいところもできたが、廃止されたしまったところもあり、数が増えていないという実態。

すまいるが相談を受け、ヘルパー事業所、通所事業所、入所事業所の関係機関に繋げるときは、町外の事業所へという実態になっている。これについては課題分析する必要がある。

ギリギリまで家族が抱えてしまい、対応が困難な事態でつながることが多いため発見が遅れる。

社会資源が少ないところは、福祉の人材も少ない。それも発見の遅さにつながってくる。

これは寒川町だけの問題ではないが、相談事業所がこれから増えていくためには、サービス等利用計画を立てることによって報酬をいただいているが、初回作成時及びモニタリング時のみとなっていて限られている。福祉の仕組みを支える報酬になっていないため人材確保ができない。手を上げる法人が増えていかない。

副会長：ご意見、ご質問はありますか。

資料の確認だが、総件数はどのくらいなのか。

事務局：正確な数字は今、用意していませんが数としては倍近い。

委員：一般相談が大切。サービスに結びつくまでの関わりが大切。

計画相談が入ってから、一般相談が滞っている実態がわかった。

委員：計画相談と、一般相談の線引きが行われなければ、事業所が増えても同じことが起こってしまうのではないか。

事務局：計画相談を立てる事ができる人間が増えなければ、状況が変わらないと我々も考えている。町も認識してくれている。

委員：相談員の数を増やして、一般相談に専従する相談員を置いたり、新しい事業所は、一般相談に特化するなど、方向性が必要なのではないか。

副会長：【資料8】の2014年～2015年かけて、発達障がいの方の相談件数と、精神障がいの件数が大きく伸びている結果だが、経過の中で知的障がいの相談件数が多いとの事ですが、この2年については、若干知的障がいの件数が下がって、発達障がい、精神障がいが多く伸びている。町内の様子はどうなのか。こういった場面で難しさを感じるか。

事務局：町の窓口でも発達障がい、精神障がいのある住民からの問い合わせが増加傾向。町においても、今まで専門職を配置せず、対応に限界がきていた。

昨年度から非常勤の精神保健福祉士を配置。精神障がいのある方をメインに相談にのったり、関係機関と調整を図っている。

昨年度、始まったばかりで、周知度が十分ではなかった中でも、年度当初と年度末を比べれば、相談件数は倍以上となっていてニーズは増えてきていると考えます。

事務局：すまいるでは、ベースは知的障がいにあるが、精神障がいの方が多い。病院を退院して、地域で生活していくが、中々症状が落ち着かなくて、服薬できていない方の相談、病識のない方の相談、引きこもり、独居で精神障がいの方の相談が、新規で入ってくるとすぐにサービスなのか、どうなのかという方の相談件数が増えてきている実感がある。

町外から転居してくるケースも増えてきている。

発達障がいの方が増えているのは、発達障がいの認知度が高まってきていることも原因だと思います。

児童の場合、放課後等デイサービスが主流になってきている。

発達障がいの診断があれば利用できるの、家族が積極的に診断を取って利用につながり利用が増えてきた。

高齢の方で、中々サービスに結びつかなかったが、家族の判断で診断を受けたら障がいがあったなどの、相談が増えてきている。

副会長：昨年、相談のアンケート作成しているイメージの中で、今回の結果とつながっているのを実感した。

発達障がい、精神障がいの福祉への相談が、中々つながらなかったが、民生委員や地元の方の協力で増えてきている。

知的障がいの相談件数が減っている部分も、計画作成に追われて、一般相談がやりきれない状況が見える。

知的障がいの相談が減っているのは危惧される。

委員：高齢の相談件数はここにはないが、介護保険に移行するときに費用が発生して、何か問題を抱えている人がいると思うが、それは高齢の相談事業所になるのか。

児童というのは全部の障がいを合わせた数か。障がいの区別はどうなっているのか。

事務局：児童の分け方は18歳未満を児童としている。分類はしていない。

高齢は介護保険で可能な居宅介護、通所のデイサービス65歳以上もしくは介護保険の対象の疾患になったときに、リハビリとかも使える

	<p>ので、移行の説明はする。</p> <p>新規で 65 歳以上の方は、介護保険が優先と伝える。</p> <p>同行援護、ガイドヘルパーなど、高齢でまかなえないものは、本人に無理のないように対応している。</p> <p>委員：65 歳から障がいになった方ではなく、障がい者が高齢になった場合、元々の所得がなく、介護保険を使うのは難しい。トラブルはないのか。</p> <p>委員：お金の問題というよりも、介護保険に該当する介護度が出ない、自分はまだ年寄りではないと言ってしまう本人の意向で難しい事が多い。65 歳以上の方々が退院する先がない状況になっている。</p> <p>(4) その他</p> <p>事務局：発達障害者地域支援マネージャー配置事業が今年度から開始されている。</p> <p>オブザーバー：藤沢相談ネットワークの発達障害者地域支援マネージャーです。湘南東部圏域ナビゲーションセンター事業を兼務しています。よろしくお願いたします。</p> <p>発達障害者地域支援マネージャーの説明をさせていただきます。</p> <p>神奈川県においては、かながわエースという発達障害者支援センターが中井やまゆり園内にありますが、中々、使いにくさがあったりする中で、神奈川障害福祉圏域を 5 件域とし配置されました。</p> <p>寒川町は、湘南東部圏域で、藤沢、茅ヶ崎、寒川の 2 市 1 町。</p> <p>今年度より発達障害者地域支援マネージャーを設置することが、今年度スタートした。</p> <p>地域巡回、支援の助言。説明しながら共有しながら、課題解決していく。</p> <p>関係機関と連携体制の強化。</p> <p>地域における課題に対して、地域支援会議を年 1 回以上設けて、課題解決に向けて進んでいく。</p> <p>何か困っていることがあれば、ご相談ください。</p> <p>事務局：次回の協議会は 10 月 28 日（金）13：00 から 町民センター講義室で開催します。よろしくお願いたします。</p> <p>副会長：本日は第 1 回目ではありますが、様々なご意見を出していただきありがとうございました。本日の協議会は閉会させていただきます。</p> <p>6. 閉会</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	今期協議会のスケジュール（案）を示し、確認及び承認を得ることができた。
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川町地域自立支援協議会委員名簿【資料1】 ・ 寒川町地域自立支援協議会（平成28年7月～平成30年6月任期）での取り組み内容及びスケジュール（案）【資料2】 ・ 寒川町地域自立支援協議会について【資料3】 ・ 相談に掛かるアンケート【資料4】 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律について【資料5】 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要【資料6】 ・ 平成29年度新規相談支援事業所の開設等について【資料7】 ・ 「生活相談室すまいる」の相談実績等【資料8】 <p>当日配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川町障がい者福祉計画 ・ 町の障がい福祉ガイドブック2016
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	大 西 洋 子 委 員 長 谷 川 尚 子 委 員 (平成28年8月31日確定)